

## 原 著

# アメリカ合衆国における「成年被後見人選挙権剥奪」の正当化理由の変遷

The transition of justification for the "Guardianship Disenfranchisement" in the United States of America

有田 伸弘

**要約：**本稿では、アメリカ合衆国における「成年被後見人の選挙権」の処遇について検討する。一般に言われているように、合衆国のほとんどの州では、なんらかの精神的疾患を理由として選挙権を剥奪するケースが多い。しかし、近年、これらの選挙権剥奪は見直されつつある。そのきっかけの一つとなったのが2001年 Doe v. Rowe 事件判決である。同判決では、「精神的疾患を原因とする成年被後見人」からの選挙権剥奪を定めるメイン州憲法2条1項を連邦憲法違反であると断じたのである。

ほとんどの州でみられる改正は、同判決が提示した問題点の一つを解消できてはいる。しかし、これらの改正をもってしても「平等保護条項」違反は免れないように思われる。

**Key Words：**成年被後見人、選挙権、デュー・プロセス、平等保護、制限選挙制度

## はじめに

現在、東京、埼玉、京都及び札幌の各地において「成年被後見人の選挙権<sup>1</sup>」回復を目指した訴訟が展開されている。筆者は、当該訴訟の国側準備書面に接する機会があったが、その準備書面をみて、一つ気になったことがある。「アメリカ諸州における成年被後見人の選挙権の処遇については、わが国では十分に理解されていないのではないか」ということである。つまり、第一に、アメリカ諸州の憲法等において、成年被後見人等の選挙権剥奪が定められたのは、200年も前のことであったということ、第二に、当時の精神医学は全くの未開の状態であったということ、第三に、当時は制限選挙制度の時代であったこと、第四に、成年被後見人等の選挙権剥奪理由が、当初は「知的・道徳的能力の欠如」ではなかったということ、第五に、近年、各州において、当該規定が改正される傾向にあること等についての理解が不十分であるように思われたのである。

そこで、本稿では、アメリカ合衆国における成年被後見人等の選挙権の処遇に関する近年の動向、並びに、近年の当該規定改正の試金石となっている判例を検討したうえで、成年被後見人の選挙権剥奪の正当化理由をその制定時に遡って検討し、少しでも、わが国の制度改革の参考となるような材料を提供したいと思う。

## 1. アメリカ諸州の憲法及び州法における「精神的疾患を有する者の選挙権」

アメリカ合衆国においては、有権者資格を含む選挙に関する事項についての規制権限は原則として各州政府にある<sup>2</sup>。したがって、アメリカ合衆国における「成年被後見人等の障害者の選挙権」についての処遇をみるには、各州の憲法及び法律を精査する必要がある。

<sup>1</sup> わが国における成年被後見人の選挙権の処遇については、拙稿「成年被後見人の選挙権」関西福祉大学社会福祉学部研究紀要第12号（2009）；竹中勲「成年被後見人の選挙権の制約の合憲性—公職選挙法一一一条一項一号の合憲性—」同志社法学61巻2号（2009）；杉浦ひとみ「成年被後見人の選挙権回復訴訟—成年被後見人の選挙権を奪う公職選挙法11条1項1号の違憲性を争う」実践成年後見No.37（2011）；三俣真智子「成年被後見人の選挙権剥奪に係る憲法問題の視点」立法と調査No.322（2011）；飯田泰士『成年被後見人の選挙権・被選挙権の制限と権利擁護—精神・知的障害者、認知症の人の政治参加の機会を取り戻すために—』（2012）を参照されたい。

<sup>2</sup> 今日では、アメリカ合衆国憲法においてもアフリカ系アメリカ人、女性の選挙権拡大のために修正15条及び修正19条が定められており、修正23条及び修正26条、修正17条及び修正24条も選挙に関する事項を規制している。また、連邦法として「選挙権法（Voting Rights Act）」が定められている。しかし、選挙権法は今なお「精神的疾患を有する者の選挙権剥奪」を容認している（42 U.S.C. § 1973gg- (6) (3) (B) Chapter 20: Elective franchise）。

まず、諸州の憲法をみると、2007年時点では、ペンシルベニア州及びコネチカット州の2州を除く、すべての州憲法<sup>3</sup>が、「受刑者<sup>4</sup>」や「選挙違反者」、「精神的疾患を有する者」など、ある種のカテゴリーに属する者を有権者登録もしくは選挙から排除する規定を有している。<sup>5</sup>

それらの内、「白痴 (idiot) や狂人 (insane)<sup>6</sup>」、「不健全な精神の者 (those of unsound mind)<sup>7</sup>」、「精神障害者 (non compos mentis)<sup>8</sup>」などの「精神的疾患 (mental illness)」を理由とする選挙権剥奪を定めている州は38州ある。それら38州の内、「成年被後見人 (persons under guardianship)」の選挙権剥奪規定を有するのは、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミネソタ州、ミズーリ州の4州である。<sup>9</sup>

憲法上に精神的疾患等を理由とする選挙権剥奪規定がなくとも、州法において、精神的疾患等を理由とする選挙権剥奪を定めている州を含めると、その数は、44州 (コロンビア特別区を含む) にも上る<sup>10</sup>。憲法あるいは法律のいずれにおいても、精神的疾患等を理由とする選挙権剥奪規定を有していない州は、コロラド州、インディアナ州、カンザス州、ミシガン州、ニューハンプシャー州、ペンシルベニア州の6州のみにすぎない。このように、アメリカ合衆国では、ほとんどの州が、精神的疾患等を理由とする選挙権剥奪を実施している。

しかしながら、これらの精神的疾患を有する者の選挙権に関する処遇は、2000年以降、変革期に入っている。アリゾナ州憲法は選挙権が剥奪される者として「成年被後見人と精神障害者」を規定していたが、2000年に「裁判所において投票能力を欠くと決定された者」と改正している<sup>11</sup>。メイン州では、後述するように2001年に連

邦地方裁判所が「精神的疾患により被後見人となった者」から選挙権を剥奪する州憲法規定を合衆国憲法違反で無効と判示している。アーカンソー州は2002年、後見人が裁判所に対して被後見人に選挙権保持を認めるように求めることとしている<sup>12</sup>。ミネソタ州においては、憲法上は「成年被後見人、あるいは狂人、精神的な能力を欠く者」とする規定が残されているが、2003年に制定法で「成年被後見人は裁判所によって命じられない限りは投票の権利を有する」と定めている<sup>13</sup>。

また、Sally Balch Hurme and Paul S. Appelbaumの研究以降もこの変革の流れは加速し、例えば、ミズーリ州では、2007年、第8巡回控訴裁判所が、ミズーリ州法について「成年被後見人であっても検認裁判所が投票能力なしと決定しないかぎり選挙権を保持することを認めている」とする限定解釈を施している<sup>14</sup>。ニュージャージー州でも2007年に州憲法から「白痴と狂人」の選挙権剥奪規定を「裁判所において投票行為の意味内容を理解する能力を欠くと決定された者」と改正している<sup>15</sup>。メリーランド州は、2010年、「精神的疾患のために後見下にある者」からの選挙権剥奪規定を改正し、裁判所が投票能力なしと決定した場合のみ選挙権を喪失としている<sup>16</sup>。カンザス州は、2010年、「精神的な疾患があることを理由とする (because of mental illness)」の文言を憲法規定から削除し、選挙権喪失者から精神障害者等を除いている<sup>17</sup>。ニュー・ヨーク・タイムズ紙によると、デラウェア州やネバダ州など、いくつかの州でも近年改正される見込みであるという<sup>18</sup>。

これら諸州のトレンドをみると、「白痴や狂人」という不明確かつ時代後れの差別的な文言、「精神的疾患」

<sup>3</sup> コロンビア特別区は憲法を有していない。

<sup>4</sup> メイン州及びヴァーモント州の2州は受刑者に選挙権行使を認めている。

<sup>5</sup> Sally Balch Hurme and Paul S. Appelbaum "Defining and Assessing Capacity to Vote: The effect of Mental Impairment on the Rights of Voters" 38 McGeorge Law Review 931 (2007) p.934

<sup>6</sup> ARK. CONST. art. III, § 5; IOWA CONST. art. II, § 5; KY. CONST. § 145, cl. 3; MINN. CONST. art. VII, § 1; MISS. CONST. art. XII, § 241; NEV. CONST. art. II, § 1 (amended 2005); N.J. CONST. art. II, § 1, 6; N.M. CONST. art. VII, § 1; OHIO CONST. art. V, § 6.

<sup>7</sup> ALASKA CONST. art. V, § 2; MONT. CONST. art. IV, § 2.

<sup>8</sup> HAW. CONST. art. II, § 2; NEB. CONST. art. VI, § 2; R.I. CONST. art. II, § 1.

<sup>9</sup> ME. CONST. art. II, § 1; MASS. CONST. art. III; MINN. CONST. art. VII, § 1; MO. CONST. art. VIII, § 2. (但し、後述するように、ME. CONST. Art. II, § 1, は、Doe v. Rowe, 156 F.Supp. 2d 35, 59 (D. Me. 2001) .により違憲と判示された。)

<sup>10</sup> Supra note 5 p.936; Kay Schriener and Lisa Ochs, "No Rights is More Precious: Voting Rights and People with Intellectual and Developmental Disabilities" (May 2000) <http://ici.umn.edu/products/prb/111/111.pdf>

<sup>11</sup> 2000年11月7日、proposition101が州民投票で承認され、憲法7条第2節「後見下にある者、精神障害者あるいは精神異常者」が「検認裁判所において能力を欠くと決定された者」に改正された (Arizona Attorney November 2007.p.36).

という不明確な文言を削除し、精神障害者等からの選挙権剥奪そのものを廃止するケースと、投票能力の有無を審査する手続を付加し、投票能力を欠くと判断された者からのみ選挙権を剥奪するという方式への転換を図るケースの2つがある。成年被後見人の選挙権剥奪については、多くは「後見開始の審判を受けると自動的に選挙権を失う」という型から「後見開始の審判とは別に投票能力の有無を審査する」型へと転換しつつある<sup>19</sup>。Bazelon Center for Mental Health LawのJennifer Mathisによると、2007年時点で、すでに18州が成年被後見審判とは別に投票能力に関する審判を行った上で、投票能力を欠くと決定された者からのみ選挙権を剥奪する方式に転換しているという<sup>20</sup>。

こうした変革は、精神医学の発達、ノーマライゼーションの進展など、様々の要因が重なりあって生じたもの

であるが、とりわけ、Doe v. Rowe 事件判決の影響が大きいと思われるので、次に同事件判決について概観する。

## 2. Doe v. Rowe 事件判決<sup>21</sup>

本件は、メイン州検認裁判所 (probate court) において「精神的疾患のために後見に服する」と審判された3人の女性 (Jill Doe, Jane Doe, June Doe<sup>22</sup>) の成年被後見人である「メイン州福祉事業局 (Maine Department of Human Service (DHS))」及び「メイン州障害者権利センター (Maine Disability Rights Center)」が、「精神的疾患を原因とする成年被後見人」からの選挙権剥奪を定める「メイン州憲法2条1項<sup>23</sup>」及び「同規定を執行するために定められた関連法規<sup>24</sup>」が「合衆国憲法修正14条<sup>25</sup>」並びに「障害を持つアメリカ人法 (Americans with Disability Act)<sup>26</sup>」に抵触するとして争った事件で

<sup>12</sup> ARK.CODE ANN. 28-65-302 (2) (E)

<sup>13</sup> MN Statutes § 201.014,subdiv.2 (b) 524.5-313,subdiv. (8)

<sup>14</sup> Missouri P&A and Scaletty v. Carnahan, 499 F.3d 803 (C.A. 8, Aug. 23, 2007)

<sup>15</sup> 2007年11月6日改正 (The New York Times “Who is Fit to Vote? Vote Will Decide” (October 14, 2007))

<sup>16</sup> AARP, (June 28,2010) <http://www.aarp.org/politics-society/advocacy/info-06-2010/voting-rights-upheld-for-mentally-disabled-md.html>

<sup>17</sup> Kansas Voting Disqualification (Constitutional Amendment Question 2) (2010) [http://www.kssos.org/elections/10elec/2010\\_General\\_Election\\_Results.pdf](http://www.kssos.org/elections/10elec/2010_General_Election_Results.pdf)

<sup>18</sup> Supra note.15 (The New York Times (October 14, 2007))

<sup>19</sup> Kyle Sammin and Sally Balch Hume “Guardianship and Voting Rights” BIFOCAL vol.24. No.1 ( Fall 2004) p.11

<sup>20</sup> The New York Times ” States Face Decisions on Who Is Mentally Fit to Vote” (June 19, 2007) <http://www.nytimes.com/2007/06/19/us/19vote.html?oref=slogin&oref=slogin>

<sup>21</sup> Doe v. Rowe, 156 F. Supp. 2d 35 (D.Me.2001)

<sup>22</sup> Jill Doe (仮名) はメイン州バンガーに居住する75歳の女性である。1996年に後見人がつくことになった。Limited guardianshipを希望したが、full guardianship がつけられることになった。Jane Doe (仮名) はメイン州ライムストーン在住の33歳であり、躁鬱病 (bipolar disorder) を患っていた。1987年から後見人がついていたが、1993年からはDHSが後見人となった。検認裁判所は彼女が投票能力を有するか否かを特に審査しなかった。その上、検認裁判所は後見審判の際に、選挙権を喪失することを告知しなかった。June Doe (仮名) はメイン州バンガー在住の68歳の女性である。1985年から後見人がついているが、彼女は後見下にある1996年に高校卒業資格を取得している。

<sup>23</sup> Me.Const.Art.2 § 1 “Every citizen of the United States of the age of 18 years and upwards, excepting persons under guardianship for reasons of mental illness, having his or her residence established in this State, shall be an elector for Governor, Senators and Representatives, in the city, town or plantation where his or her residence has been established, if he or she continues to reside in this State; and the elections shall be by written ballot. . . .” (原文)

<sup>24</sup> 21-A.M.R.S.A. § 115 (1)

<sup>25</sup> アメリカ合衆国憲法修正14条 (U.S.Const.Amend.14) は「合衆国に生まれ、または帰化し、その管轄権に服しているすべての人は、合衆国及びそれぞれの居住する州の住民である。いかなる州も合衆国の市民の特権または免除を縮減する法律を制定し執行してはならない。いかなる州もデュー・プロセスによらずして生命・自由もしくは財産を剥奪してはならない。また、いかなる州もその管轄権の中で何人にも法の平等な保護を否定してはならない。」と規定する。

<sup>26</sup> 本稿ではテーマと関連しないので、障害を持つアメリカ人法との抵触の部分については触れない。なお、「障害を持つアメリカ人法」の概略については、拙稿「障害を持つアメリカ人法における『合理的配慮』とアフターマティブ・アクション」関西福祉大学社会福祉学部研究紀要第14巻第2号 (2011.3) 2～3頁を参照されたい。：「1990年障害を持つアメリカ人法」の日本語訳 University of Minnesota Human Rights Library <http://www1.umn.edu/humanrts/japanese/Jdisabilityact1990.html>

ある。

判決内容に触れる前に、本件で問題となったメイン州憲法第2条第1節をめぐる動きについて敷衍しておく必要がある。同規定は「精神的疾患が原因で後見に付されている者 (persons under guardianship due to mental illness)」の選挙権剥奪を定めるが、1812年憲法では、「窮民 (paupers)」及び「成年被後見人 (persons under guardianship)」の二者の選挙権剥奪を定めていた。しかしながら、1965年に、窮民から選挙権を剥奪することは、時代後れの有権者観に基づくものであるとして「窮民」の文言が削除されたのである。だが、成年被後見人の選挙権剥奪については廃止されずに「精神的疾患が原因で後見に付されている者」と規定が改められ、成年被後見人の選挙権剥奪規定が残されることになったのである。

しかし、近年、精神障害者等をステレオタイプの無能力であると捉える当該規定には問題があると有識者たちは考えるようになってきた。そこで、メイン州議会は、これに呼応するために、1997年、この差別的な規定の廃止を試みたのだが、州民の支持が得られず改正できなかった。2000年11月にも、再び、メイン州議会は、同規定の廃止を試みたが、一般市民の精神障害を有する者に対する偏見は根強いものがあり、廃止には至らなかった<sup>27</sup>。

さて、本件について、George Singal 裁判官は、次のような法廷意見を述べている。

まず、「選挙権 (voting right)」が、修正14条のデュー・プロセス条項の保障を受ける「自由」に該当するか否かが問題となる。選挙権がその自由の一つであるならばその剥奪のためには「厳正な手続 (due process)」が必要となる。原告・被告双方とも、選挙権が修正14条で保障される自由の一つであるということを認めているので、州政府が選挙権を剥奪する際には、基本的な公正 (fundamental fairness) を確保するための基礎的な手続的保障を受ける権利が当該個人にはあることが認められる。

次に、州政府の行為が、デュー・プロセス条項に違反するか否かについての審査が、1976年のEldridge事件連邦最高裁判決の審査基準 (balancing test) に従ってなされるべきであるか否かという点が問題とな

る。この点についても原告・被告双方とも異論はなかった。したがって、第一に、投票を通じて民主主義プロセスに参加する原告の利益、第二に、州が用いる手続下において選挙権が誤って剥奪される危険性、そして、第三に、付加的手続をよって州が負うであろう行政事務の負担あるいは財政的負担を軽減するという州の利益を総合衡量する。その際に、州政府が、誤って選挙権を剥奪する危険性を最小限にしているか否かを吟味する。

メイン州が、有権者から選挙権を剥奪する際に、適切な手続を用いていたか否かをbalancing testに従って吟味すると、次のようになる。第一に、メイン州検認裁判所は後見開始の審判をするにあたって、当該個人らに選挙権を喪失することを説明しなかった。つまり、手続的デュー・プロセスの最低限の要請である「告知」さえ行っていなかった。第二に、投票能力の有無を精査していなかった。審判手続において投票能力の有無に関する精査が行われていないため、投票能力を有していても、選挙権を剥奪される危険性がある。事実、本件原告は、医師によって、いずれも投票能力を有するとの診断を受けており、誤って選挙権が剥奪されている。第三に、市の有権者登録官吏が投票能力の有無を審査する負担を考えると検認裁判所裁判官の付加的手続負担は大きな負担とは言えない。したがって、メイン州の後見審判手続は適切な告知と弁明の機会を保障すること無しに、当該個人から選挙権を奪うものであり、修正14条の「デュー・プロセス条項」に違反する。

また、メイン州検認裁判所の後見審判手続は、修正14条の「平等保護条項」にも違反する。選挙権の剥奪は、前記のように、基本的な権利を制約するものであるため、厳格審査に服さなければならない。つまり、第一に、選挙権の剥奪のためには、政府側が「やむにやまれぬ利益 (compelling interest)」を立証しなければならない。この点について、メイン州が、公正かつ理性的な選挙の実現のために、投票行為を行う者を「投票行為の性質及びその効果を理解することができ (capacity to understand nature and effect of voting)、自分自身の決定ができる能力」を有するものに限定するという「やむにやまれぬ利益」を州政府が有していることを、原告・被告双方とも認めている。第二に、メイン州の採用する手段が、目的達成のために真に必要であり、狭く仕立て

<sup>27</sup> PSYCHIATRIC NEWS vol.36 No.20 (October.19.2001) p24  
<http://psychnews.psychiatryonline.org/newsarticle.aspx?articleid=103590>

られた (narrowly tailored) 制限となっているかどうかである。

しかしながら、精神的疾患により成年被後見人となる審判を受けた本件の原告らは、医師が投票行為の性質及び効果を理解しうる能力があると診断しており、これらの者から選挙権を剥奪することは、政府の目的との間には関連性がなく「過剰包摂 (over-inclusive)」である。また、投票の性質及び効果を理解する能力を有しないにも関わらず成年後見の審判を受けていない者は選挙権が剥奪されないという「過少包摂 (under-inclusive)」をも生じさせている。したがって、この選挙権剥奪規定は「適用上」も「文面上」も修正 14 条が保障する平等保護条項に抵触する。

同事件判決後、Maine Disability Rights Center の Kristin Aiello は、「この判決は他州のモデルとなるであろう」との見解を明らかにしている<sup>28</sup>。実際、前章で明らかにしたように、成年後見の審判を受けると自動的に選挙権が剥奪されるとする規定は、徐々に廃止される傾向にある。

問題は、同判決の示唆するところを「投票能力を欠く者のみを適切に選挙プロセスから排除する新しいルールを開発する必要がある」<sup>29</sup>と認識されていることである。そのため、前述のように、検認裁判所において、投票能力の有無を審査し、投票能力を欠くと判断された者のみ選挙権を剥奪するという型に転換しつつある。近年では、同判決基準をベースに「投票能力の有無を審査するテスト (Competency Assessment Tool for Voting (CAT-V))」も開発されるに至っているのである<sup>30</sup>。

確かに、成年後見審判に投票能力の有無を審査する手続を付加することで、「過剰包摂」の問題は解決することができる。しかし、かかる手続を付加しても「過少包摂」の問題は全く解決できてはいない。法廷意見が明らかにしているように、投票能力を欠いていても成年後見制度を利用しない者は、そのまま選挙権を有することになるからである。例えば、わが国の場合、現在、認知症

高齢者は 200 万人を超えるといわれているが、成年後見制度 (後見類型) の申立件数は年間 2 万件ほどにすぎない。また、知的障害者の場合、我が子が選挙権を喪失するのは忍びないとして、親権者が後見の申立を行わないケースも多いと聞く。これでは、まるで大きな穴のあいたザルで水をすくうようなもので、本来の目的達成にはほど遠い。

このように考えると、成年後見審判を流用するのは、たとえ手続を付加しても「欺瞞的な手段から選挙プロセスを守る」とか「理性的な選挙民による選挙を実現する」という立法目的とはかけ離れており、平等保護条項に反する「著しく不合理」な手段であると言わざるを得ない。まして、アメリカ合衆国では選挙権を行使するには、まず「有権者登録 (voter registration)」が必要なのである。登録官吏において審査する方が、検認裁判所において後見審判の際に審査するよりも立法目的達成手段としては、はるかに適している。翻って考えてみると、成年被後見人の選挙権剥奪の目的 (正当化理由) は、本来は別のところにあったのではないかという疑問さえ生じるのも至極当然のことであろう。そこで、次に、何故、成年被後見人等の選挙権剥奪が定められたのかを振り返って、その正当化理由を検討する。

### 3. 選挙権拡大と成年被後見人排除の論理

アメリカは、周知の通り、植民地時代、そして、合衆国建国後もしばらくの間、制限選挙制度を採用していた。普通選挙制度導入までには、数度の選挙権拡大の歴史があった。その選挙権拡大の歴史は、「特定の社会的存在」の排除の歴史でもあったのである。すなわち、選挙権の拡大時には、選挙権は一定の人々にいかなる根拠によって与えられるべきかの議論が展開され、その度に何らかの制限がなされてきたのである。制限選挙制度の下では、選挙権は、今日のような普遍的な「権利 (right)」ではなく、一定の資格を有する者のみに付与される「特権 (privilege)」として捉えられていたからである。

<sup>28</sup> Supra note 27

<sup>29</sup> Ruth Colker, "The Disenfranchisement of Voters Under Legal Guardianship" (November 11, 2004) <http://moritzlaw.osu.edu/electionlaw/analysis/2004/041111b.php>

<sup>30</sup> 2001 年の Doe 事件判決をベースにしたものなので、the Doe standards と呼ばれている。CAT-V は Appelbrum Richard Bonnie, J. D. Jason Karlwisch M.D. によって 2005 年にアルツハイマー患者の投票能力の研究のために開発されたものである。3つの質問を行う。知事候補 2 名のうち、どちらを選ぶか、選択理由について述べさせるなどを 3 段階のスケールで評価する。52 人の被験者各々検査時間は 7.8 分であった。92 パーセントが 5 ないし 6 ポイントを獲得した。その彼らの生活に影響を与える選択理由についての説明は、必ずしも症状と密接な関係を有するわけではなかった。(PSYCHIATRIC NEWS Vol.44 No.10 (May.15,2009))p.8

そもそも、アメリカ諸州の憲法等において、精神的疾患を理由とする選挙権剥奪、成年被後見人であることを理由とする選挙権剥奪の規定が設けられたのは、1820年代から1830年代にかけてのことである<sup>31</sup>。選挙権資格の要件が、財産所有 (property ownership) から納税 (taxpaying) へと転換する時のことである。例えば、マサチューセッツ州においては1821年に、1780年のオリジナルな憲法の選挙権条項を改正しているが、その改正で、選挙権付与の要件を「一定の財産所有」から「納税」に変更し、同時に、「窮民 (paupers)」並びに「成年被後見人 (persons under guardianship)」を有権者から排除する規定を設けたのである。

Kay Schriener と Lisa A. Ochs によると<sup>32</sup>、1821年の同制度導入時における「成年被後見人」排除の正当化理由は、今日主張されている「知的な能力の欠如」とは全く異なるものであったという<sup>33</sup>。すなわち「窮民」も「成年被後見人」も「依存的存在 (dependent people)」であるという理由で選挙過程から排除されたというのである。窮民は、自立する手段を持たず、公的支援を必要とする者である。また、成年被後見人も後見人によって財産管理される狂人、アルコール中毒者などであり、後見人による保護がなければ、浪費等によって財産を失う可能性が高いため公的救済対象予備軍であると位置づけられる。つまり、これらの者は、等しく「依存的存在」であるというのである。法的には、女性や未成年者が「配偶者である夫」や「扶養者である親」に依存する存在であるとして排除されたのと同じ理由で、彼らも排除されたのである。

R.J. Steinfeld は、この財産資格の撤廃と窮民等の排除規定設定の同時性に着目し、この現象を次のように分析する。こうした現象が生じたのは当時であっても「有権

者の自立性 (state of financial self-sufficiency)」を重視する共和主義的選挙権観が支配的であったためであるという。つまり、こうした選挙権観の影響下にあった選挙権拡大派は、無産者の自立性を証明するために、無産者内部に窮民や成年被後見人等の「真の依存的存在」を新たに作り出すことによってその課題を解決したというのである<sup>34</sup>。

この点を吟味するためには、当時、選挙権付与の要件がどのように解されていたのかを理解する必要がある。

植民地初期には、選挙権は、「自由土地所有者 (freeholder)」の「特権」であった。それは、あたかも「株式会社における株主の権利 (a right to vote as a stockholder in a corporation)」のようであったのである<sup>35</sup>。実際、植民地の多くは、イギリス国王からの特許状を得て活動する商事会社であった。多くの植民地は政治的共同体というより商事会社に似たものであり、その所属メンバーの関心事は主として商業的なことだったのである。

しかしながら、農民のみならず商工者など、住民のタイプが多様化し、植民地が複雑化して政治的共同体の様相を呈してくると、コミュニティの政治に関する資格を土地所有のみに限ることができなくなってきた。「コミュニティ内に土地を所有する白人自由民」から「財産を所有する白人自由民 (free white men with property)」へ変更せざるをえなくなってきた<sup>36</sup>。例えば、1776年のメリーランド州憲法は「コミュニティ内に財産を持ち、コミュニティに共通の関心を持ち、またコミュニティに愛着を持つものは選挙権を有する。」と規定しており、1776年のヴァージニア州憲法も「コミュニティに変わらざる共通の関心をもつ十分な証をもち、コ

<sup>31</sup> 1820年以前に、障害を理由に排除していたのはメイン州とヴァーモント州の2州しかなかった。マサチューセッツ州では1821年に「成年被後見人」を、ヴァージニア州では1830年に「不健全な精神の者」を、デラウェア州では1831年に「白痴と狂人」を有権者資格なしとした。1840年から1860年の間に、カリフォルニア州、アイオワ州、ルイジアナ州、メリーランド州、ミネソタ州、ニュー・ジャージー州、オハイオ州、オレゴン州、ロード・アイランド州、そして、ウィスコンシン州の各州で同様に障害を理由とする排除規定が設けられた。1860年までには、34州のうち14州で精神的な疾患等を理由とする選挙権剥奪規定が設けられたのである。

<sup>32</sup> Kay Schriener & Lisa A. Ochs “Creating the Disabled Citizen: How Massachusetts Disenfranchised People under Guardianship” 62 Ohio.L.J.403 (2001)

<sup>33</sup> 「欺瞞的な手段から選挙プロセスを守る」とか「理性的な選挙民による選挙を実現する」という立法目的ではなかった。

<sup>34</sup> R.J. Steinfeld, “Property and Suffrage in the Early Republic” Stanford L.Rev. 41 (January 1989) 小原豊志「アンテベレラム期アメリカ合衆国における選挙権『改革』の特性」東北大学大学院国際文化研究科論集第12号32頁

<sup>35</sup> ストックホルダーではない者は「particulars」と呼ばれていた。

<sup>36</sup> 独立戦争まで堅固に土地所有資格を堅持していたのは、13の植民地のうち7州のみであった。他方、独立戦争前に納税を選挙権資格としていたのは、サウスカロライナ州のみであった。

コミュニティに愛着を持つ者は選挙権を有する。」と規定していた。

独立戦争後には、さらに、有権者資格が拡大されることになる。「代表なきところに課税なし (no taxation without representation)」のスローガンの下に独立戦争を闘ったアメリカにおいては、必然的に、納税者が選挙権を有するべきだという主張が登場することになったのである<sup>37</sup>。

このように、土地所有から財産所有、そして納税へと選挙権付与の要件が変わり、有権者層が拡大していったのであるが、制限選挙制度の下での「選挙権観」と今日の普通選挙制度の下での「選挙権」観とは異なることに注意する必要がある。前述のように、制限選挙制度の下では、有権者資格を拡大するにはそれなりの正当化理由が必要だったのである。それは、また、R.J.Steinfieldが指摘するように、特定のカテゴリーに属する者を排除することを正当化することでもあったのである。

選挙権を「個人の利益（私益）を守るための至高の権利である」と考える立場からは、選挙権の本質は次のように捉えられていた。「そもそも政府（国家）は、市民の財産を守るために樹立されたものである。また、財産権は政府の政策によって大きな影響を受ける。したがって、財産所有者のみが自己の権利を守るために選挙権を有すべきである。それ故、財産を所有しないものにとっては、選挙権は無用の長物である。」また「無産者に選挙権を付与することは、反って財産所有者にとっての脅威を生み出すことになる。」と主張することで有権者から無産者を排除していたのである。

また、選挙権行使を高尚な「公務」であると捉える立場からは、次のように主張されていた。「そもそも選挙権は、社会に恒久的な関心と愛着を抱く有徳な者だけに認められる特権であり、そうした徳を有するのは土地を所有する自由民に他ならない。」と主張され、流民などの土地を所有しない者を有権者から排除した。また、コミュニティの政治に関与する資格を土地所有から財産所有に拡大する際にも、「自己の財産を管理する能力を有する者は、政府の財政状況を管理することができるは

ずである。」と主張し、財産を所有しない者を排除した。さらに、有権者を財産所有者から納税者へと拡大する際には、「国に対して、兵役の義務、納税の義務を果たした者に対して意見を述べる機会を保障すべきであろう。納税者は自己の納めた税が無駄に浪費されるのを黙ってみていることはできない。どのように使われるのかの関心を持っていよう。財産管理能力があることが有権者として証である。」と主張し、納税しない者（保護されている者）、財産を管理できない者を排除したのである。つまり、誰かの庇護を受ける児童、女性、成年被後見人等は、「経済的依存者 (economic dependency)」であるとして、これらの者を排除することで、納税者に選挙権を拡大することを正当化したのである。成年被後見人排除の理由と納税者への選挙権拡大理由は表裏一体を為すものだったのである<sup>38</sup>。

「白痴」や「狂人」を排除する場合の正当化理由も同じであったと思われる。1820年代から60年代にかけては、アメリカ合衆国独立当時の人口に匹敵する500万人以上の移民がアメリカ合衆国の港に上陸した。これらの移民の増加と都市への人口集中によって、都市では貧困、浮浪、犯罪など社会問題が発生するようになった。貧困、とりわけ労働能力のない老人、病人、心身障害者、孤児の増加は、州の関与によって救済・保護の必要性を生み出した<sup>39</sup>。白痴や狂人も保護の対象として捉えられたのが、この頃である。

当時は、精神医学は全く未開であり、白痴や狂人とは「徳の欠如」並びに、知的能力の欠如であると考えられていた。少なくとも、なんらかの処置で改善しようものと考えられていた。そこで、「彼らは、『収容保護施設 (asylum)』に収容されるか、もしくは被救済貧民かもしくは犯罪者となるであろう。州はなんらかの方法で彼らを世話するほうが良い。後に刑罰施設で処遇するよりも安上がりでかなり効果的である。」と主張され、白痴や狂人の問題もまた政府が対応しなければならない公的な問題としてみられるようになったのである<sup>40</sup>。実際、この頃から、白痴学校 (idiots school) や収容保護施設 (insane asylum) の多くが設立されるようになった。例

<sup>37</sup> 独立戦争後も13州が財産所有を資格要件としていた。そのうち5州は土地所有を資格要件としていた。独立戦争後は、兵役の義務、納税の義務を果たした者に対して、選挙権を付与すべきであるという主張が展開される。

<sup>39</sup> Kay Schriener & Lisa A.Ochs, *Supra* note 35 マサチューセッツ州では、1853年になって、成年被後見人排除の正当化理由が「依存」から、「障害による知的・道徳的欠如」へと再解釈されたという。

<sup>40</sup> 安藤房治「アメリカ障害児公教育保障史」(2001) 37頁

えば、マサチューセッツ州では1824年に83あった保護施設が、1860年までに219にまで増設されている<sup>41</sup>。

「白痴」や「狂人」についても、排除の正当化理由は、女性や児童、窮民や成年被後見人など同様に彼らが「経済的依存者」であることであつたからであろう。彼らのために税金が投入され保護施設が建設されるというのであるから、「納税者にのみに特権を付与すべき」と考えられた時代には、彼らが特権を付与されるべき存在とは認められなかつたのは当然であろう。しかし、今日の普通選挙制度の下では、「国家に対して貢献する者」と「国家によって保護される者」を区分し、前者にのみ選挙権を付与するという方法は当然認められない。

#### おわりに

本稿でみてきたように、アメリカ合衆国においても「成年被後見人等の選挙権」は剥奪されるケースが多いというのは事実である。しかし、これらは19世紀初頭の制限選挙制度の時代に設けられた遺物にすぎないものであつたことをも本稿で明らかにした。

21世紀に入ってから、具体的にはDoe v. Rowe事件判決以降、各州は漸くこれらの規定を見直しつつある。しかしながら、多くの州では、検認裁判所において「投票の意義と効果について理解しうる能力」を欠くと判断

された場合のみ選挙権を剥奪する手続を付加するのみである。この手続付加によって、投票能力ありと判断された者は選挙権を保持し続け、投票能力なしと判断された者は選挙権を剥奪されるため、確かに、過剰包摂の問題はクリアできる。しかし、この手続付加では過少包摂の問題をクリアできてはいない。投票能力を欠いてはいるが、成年後見制度を利用しない者は選挙権を奪われることがないからである。こうなってくると、公正で理性的な選挙プロセスを確保するという目的を達成するための手段として、成年後見審判手続を流用することそのものが、そもそも不適切であつたと言わざるを得ない。

本稿では、この点に注目し、選挙権付与資格を財産所有者から納税者へと拡大する際に、「生け贄」として差し出された女性やアフリカ系アメリカ人など同様に、成年被後見人や精神障害者等も等しく経済的な意味での「依存的存在」としてカテゴリー化され排除されたものであつたことを明らかにした。決して、排斥理由は「精神的、知的な能力」の問題ではなかつたのである。

わが国においても、これらのことを認識した上で、成年被後見人からの選挙権剥奪というシステムを今日でも維持する必要があるのかを考えるべきであろう。

---

<sup>41</sup> 安藤房治 前掲書 38頁